

## 「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集

法制審議会民法・不動産登記法部会では、第11回会議（令和元年12月3日開催）において、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」を取りまとめました。

法務省民事局では、この中間試案を公表して、広く皆様の御意見を募集する手続を実施することといたしました。また、この意見募集に際し、中間試案の内容を御理解いただく一助とする趣旨で、より詳細な説明を加えた「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」を作成し、公表しますので、併せてお読みいただければ幸いです。

この中間試案は、これまでの審議結果を中間的に取りまとめたものであって、最終的な案を示すものではありません。今回の意見募集の結果を踏まえた今後の審議において、更に検討を深めて成案を得ていくことが予定されているものです。

なお、寄せられた御意見については、当局参事官室及び民事第二課において取りまとめた上、今後の民法・不動産登記法部会の審議の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

### 意見募集要領

#### 1 意見募集期間

令和2年1月10日（金）～令和2年3月10日（火）

#### 2 意見送付要領

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール、郵送又はファクシミリ のいずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

御意見をいただく際には、住所（市区町村までで結構です）、氏名、年齢、性別、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、どの項目に対する御意見か（例えば「第1部第1の2（2）について」など）を必ず明示するようにしてください。

また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記してくださいようお願いします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

#### 3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

- F A X : 0 3 - 3 5 9 2 - 7 0 3 9
- 電子メール : [minji217@i.moj.go.jp](mailto:minji217@i.moj.go.jp)

#### 4 問い合わせ先

- 中間試案の第1部（民法等の見直し）に係る部分について  
法務省民事局参事官室  
T E L : 0 3 - 3 5 8 0 - 4 1 1 1 （内線5967）
- 中間試案の第2部（不動産登記法等の見直し）に係る部分について  
法務省民事局民事第二課  
T E L : 0 3 - 3 5 8 0 - 4 1 1 1 （内線2437）